

役員・各種委員の選出に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、役員と各種委員が正しく選出されるために会則第 32 条の規定により定めたものである。

(役員等の選出)

第 2 条 役員を選出は、会則第 9 条 (3) および (4) の定めによって行う。

第 2 条の 2 役員、学級役員および委員の定員は別表のとおりとする。

(役員候補者推薦委員の選出方法)

第 3 条 (1) 推薦委員長は書記長とする。

(2) 教職員側の推薦委員は、教職員会員の互選により 2 名選出する。

第 4 条 (削除)

(推薦委員会の任務・推薦委員会の仕事)

第 5 条 (1) 推薦委員会は、会長候補者推薦のための選挙公示と投票日時を定めなければならない。

(2) 推薦委員会は、投票用紙、またはインターネット上の投票フォームの作成と管理および開票と集計を行う。

(3) 推薦委員会は、投票用紙、またはインターネット上の投票フォームを全世帯に配布して、定められた投票日に回収する。

(4) (削除)

(教職員側役員候補者の選出)

第 6 条 教職員側役員は、役員候補者推薦投票を行わないで、教職員会員が協議して役員候補者を推薦する。

(推薦投票の開票および推薦順位)

第 7 条 (1) 推薦委員は、指定された日時に投票を締め切り、開票および集計を行う。

(2) 最高得票を 1 位として、会長候補者に推薦する。ただし、得票数が同数のときは、推薦委員会において推薦委員の無記名投票によって順位を決める。

(3) 1 位の会長候補者に候補者としての了解を受けられない場合は、得票数の多い順に候補者を推薦する。

(総会における承認の受け方)

第 8 条 推薦委員長は、推薦の状況を適切な方法で報告して、総会に承認を求める提案をしなければならない。

(会長以外の役員、学級役員および企画委員の選出、サポーターの分担調整)

第 9 条 (1) 会長以外の本部役員、学級役員および企画委員は、会員から提出された

「役員・サポーター希望票」に基づき役割を分担する。本部役員は後

期総会において選出し、学級役員および企画委員は原則として第一回運営・常任委員会までに学年単位で選出する。

(2) 会長以外の本部役員、学級役員および企画委員の選出ならびにサポーターの分担調整は学年部が行う。

第 10 条 平成 15 年 3 月 15 日 削除

第 11 条 平成 15 年 3 月 15 日 削除

(会計監査委員の選出)

第 12 条 会計監査委員は、本部役員が協議して広く会員の中より推薦をし、前期総会で承認を求める。

附 則

この細則を改正して、平成 19 年 3 月 13 日より実施する。

この細則を一部改正して、平成 19 年 12 月 12 日より実施する。

この細則を一部改正して、平成 22 年 3 月 12 日より実施する。

この細則を一部改正して、平成 23 年 3 月 19 日より実施する。

この細則を一部改正して、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

この細則を一部改正して、令和 3 年 11 月 6 日より実施する。

この細則を一部改正して、令和 5 年 1 月 22 日より実施する。

この細則を一部改正して、令和 6 年 1 月 20 日より実施する。

<別表> 本部役員、学級役員、企画委員、サポーターの定員と役割について

役員は下記定員をもってPTAの中心的運営を行う。定員数は学年人数に応じ1名での選出も講じる場合がある。

役員名		定員	役割、活動内容	きょうだいのサポーター免除
本部役員	会長	1名	PTAを代表し、統括する	あり
	副会長	会長を除く役員は1学年につき2名以上選出し(但し6年時除く)、15名程度で構成される。副会長、書記、会計、推薦委員の担当役職はそれぞれ2名から4名程度ずつ本部役員会で決定する。	会長の補佐 各行事の企画・運営の補佐	
	書記		各種会議の記録と設営	
	会計		会の会計管理と処理	
	推薦委員		会長の選出	
	ICTメンバー		ICT環境整備と活動支援	

役員名		定員	主な役割、活動内容	きょうだいのサポーター免除	
学級役員	専門部	学年部	各学年2名	クラス交流会(少年少女スポーツ普及支援事業)の運営、本部役員、学級委員、企画委員の選出とサポーターの調整	あり
		広報部	各学年2名	PTA通信の発行、ホームページでの情報発信	
		文化部	各学年2名	家庭教育学級と子ども地域促進事業の企画、運営	
		校外部	各学年2名	旗当番、校庭開放事業の運営 校庭開放用具の点検と管理	
	特別支援学級のみ	学級部	特別支援学級に通う児童を持つ保護者から2名	特別支援学級からは、学級部のみの選出とする 本部との連携・連絡係	あり

企画委員	委員の定員	主な役割、活動内容	きょうだいのサポーター免除
サマーフェスティバル	各学年2名	7月頃、サマーフェスティバルの企画、実施	あり
周年(もちつき)	各学年2名 (5周年時1学年1名追加)	11月頃、開校を祝うもちつき大会の企画、実施 5周年時は周年行事を企画、実施	
地区	各学年1名	第三地区における諸行事担当 5校持ち回り当番行事	

サポーターは、基本1世帯1回実施とし、各行事に参加する。

行 事	役割、活動内容
家庭教育学級	年間4回程度の講演に参加
各部・委員会開催行事	年初に決定
その他	随時決定

慶弔内規

宮前小学校PTA

1. 祝金

- イ. 教職員本人又は配偶者が出産したとき、5000円の祝金をおくる。
- ロ. 教職員が結婚したとき、5000円の祝金をおくる。

2. 弔慰金

- イ. 会員（教職員の場合は配偶者を含む）と本校在学の児童が死亡したときは、7000円の香典をおくる。
- ロ. 教職員の父母又は子女が死亡したときは、5000円の香典をおくる。

3. 傷病見舞金

- イ. 本校在学の児童又は教職員が病気・負傷により、30日以上欠席又は休職したときは、5000円の見舞金をおくる。

4. 災害見舞金

- イ. 会員の住居が火災その他の災害によって損害を受けた場合、5000円の見舞金をおくる。ただし、学区域内広範の災害の場合は別とする。

5. 転退職記念品

- イ. 教職員が転退職したときは、7000円相当の記念品をおくる。

6. その他

- イ. 必要あるときは、運営委員会の承認を受けて実施する。

*この内規は、昭和62年4月から実施する。

*この内規を一部改正して、令和3年4月1日より実施する。